第百七十五条の四第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第三項に規定する違反者、同条第十九項に規定する特定暗号資産発行者、同条第二十一項に規定する大量売買者	第百七十五条の五に規定する者
第百七十五条の四第一項から第三項までに規定する違反行為又は同条第十九項から第二十一項までに規定する特定伝達等行為が行われた日	第百七十五条の五に規定する違反行為等に関し、自己の名義を利用させ、又は資金を提供した日
第百七十五条の四第一項（同条第十九項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第二十項において準用する場合を含む。）又はこの条第二十項若しくは第二十一項	第百七十五条の五又はこの条第二十二項（第百七十八条第一項第二十号に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十七項を同条第二十五項とし、同条第十六項の表以外の部分中「又は同項第十六号」を「、同項第十一号の四に掲げる事実のうち第百七十二条の十四第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の五に掲げる事実のうち第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の六に掲げる事実のうち第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項に該当する事実若しくは同条第四項において準用する同条第三項に該当する事実、第百七十八条第一項第十一号の八に掲げる事実、同項第十一号の九に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に該当する事実、第百七十八条第一項第十六号」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「事実があると認める場合に限る」を「事実、第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実のうち第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実又は第百七十八条第一項第二十号に掲げる事実のうち第百七十五条第十三項」を「第七項又は第十二項から第十七項まで」に、「同号」を「同条第一項第十六号」に、「同条第一項」を「第百七十五条第九項」を「第百七十五条第十項」に、「定める場合」を「定める場合に限り、第百七十八条第一項第十八号に掲げる事実のうち第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に該当する事実があると認める場合にあつては、当該事実に係る対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。）が、第百七十五条の三第十二項に規定する特定暗号資産発行者による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の譲受けである場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合」に改め、「掲げる者」の下に「（次項及び第二十四項において「対象者」という。）」を加え、「、当該事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告している」を「第百七十七条の二第一項の規定により当該事実の報告及び資料の提出をしているとき、又は第百七十七条の三第一項の合意をしている」に、「当該額に百分の五十を乗じて得た額」を「当該額から当該額に特定減算割合を乗じて得た額を控除して得た額」に改め、同項の表第百七十二条の十二第一項の次に次のように加える。

第百七十二条の十四第一項の規定する特定暗号資産発行者	第百七十二条の十四第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
第百七十二条の十四第一項	第百七十二条の十四第一項の規定による額（同一の特定暗号資産に係る二以上の特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項の

	第百七十二条の十五第二項の規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十六第二項又は第四項に規定する特定暗号資産発行者	第百七十二条の十八各項に規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十九第二項、第四項又は第六項に規定する金融商品取引業者
決定をしなければならない場合には、当該特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十八各項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する同条第一項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報の公表のうち最も遅いものに係る額に限る。）
第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の五十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか	第二十七条の六十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は帳簿書類その他の物件の検査のいずれか
第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定又は第十六項若しくは第十七項の公表について第一項の決定をし、又は当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る額に限る。）	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項の決定をし、又は当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る額に限る。）	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項の決定をし、又は当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る額に限る。）	第百七十二条の十八各項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項の決定をし、又は当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る額に限る。）	第百七十二条の十九第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する同条第一項に規定する特定暗号資産に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）の公表について第一項の決定をし、又は当該暗号資産情報又は暗号資産臨時情報に係る額に限る。）